

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決定
 「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」新旧対照表

改正後	現行	備考
(略)	(略)	(略)
第五条 議長及び副議長は、選挙によりこれを定める。	第五条 議長団の選出方法は、「学長決定」第23項および「副学長決定」第32項から第34項に従う。	(変更)
2 議長及び副議長を定める選挙の選挙人及び被選挙人は、全ての議員とする。	2 議長および副議長の立候補者が定員以内であった場合は信任投票を行い、構成員の過半数の信任をもつてこれを定める。	(変更)
第五条の2 選挙に関する細則は、これを別に定める。		(新規)